

中 医 協 総 - 2 - 2

3 1 . 2 . 6

## 消費税率 10%への引上げに伴う対応

(中央社会保険医療協議会 総会 (第 407 回) 厚生労働省HP参照)

### 第1 基本的な考え方

消費税率の引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、2014 年度改定と同様に、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

その際、直近の通年実績の NDB データ等を用いることや、入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアを考慮することにより、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から 10%の部分について、消費税負担に見合う補てん点数となるよう配点を行う。

### 第2 具体的な内容

#### 1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料、有床診療所入院基本料等を引き上げる。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料において引き上げるとともに、残りの財源により入院料等を引き上げる。

#### 2. 歯科診療報酬

- (1) 初・再診料(地域歯科診療支援病院歯科初・再診料を含む。)を引き上げる。
- (2) 歯科訪問診療料を引き上げる。

医科診療報酬（中央社会保険医療協議会総会 平成31年度診療報酬改定 個別改定項目抜粋 以下同じ。）

項目	現行	改定案	
	現行点数	改定後点数	うち消費税対応分
【初診料】			
初診料	282 点	<u>288 点</u>	<u>18 点</u>
（同一日2科目）	141 点	<u>144 点</u>	<u>9 点</u>
【再診料】			
再診料	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
（同日）	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
（同一日2科目）	36 点	<u>37 点</u>	<u>3 点</u>
【オンライン診療料】	70 点	<u>71 点</u>	<u>4 点</u>
【小児科外来診療料】			
1 保険薬局において調剤を受ける ために処方箋を交付する場合			
イ 初診時	572 点	<u>599 点</u>	<u>39 点</u>
ロ 再診時	383 点	<u>406 点</u>	<u>26 点</u>
2 1以外の場合			
イ 初診時	682 点	<u>716 点</u>	<u>46 点</u>
ロ 再診時	493 点	<u>524 点</u>	<u>34 点</u>
【外来リハビリテーション診療料】			
1 外来リハビリテーション診療料 1	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
2 外来リハビリテーション診療料 2	109 点	<u>110 点</u>	<u>6 点</u>
【地域包括診療料】			
1 地域包括診療料 1	1,560 点	<u>1,660 点</u>	<u>103 点</u>
2 地域包括診療料 2	1,503 点	<u>1,600 点</u>	<u>100 点</u>
【認知症地域包括診療料】			
1 認知症地域包括診療料1	1,580 点	<u>1,681 点</u>	<u>104 点</u>
2 認知症地域包括診療料2	1,515 点	<u>1,613 点</u>	<u>101 点</u>
【小児かかりつけ診療料】			
1 処方箋を交付する場合			
イ 初診時	602 点	<u>631 点</u>	<u>41 点</u>
ロ 再診時	413 点	<u>438 点</u>	<u>28 点</u>
2 処方箋を交付しない場合			
イ 初診時	712 点	<u>748 点</u>	<u>48 点</u>
ロ 再診時	523 点	<u>556 点</u>	<u>36 点</u>
【在宅患者訪問診療料】			
在宅患者訪問診療料(Ⅰ)			
1 在宅患者訪問診療料1			
イ 同一建物居住者以外の場合	833 点	<u>888 点</u>	<u>58 点</u>
ロ 同一建物居住者の場合	203 点	<u>213 点</u>	<u>13 点</u>
2 在宅患者訪問診療料2			
イ 同一建物居住者以外の場合	830 点	<u>884 点</u>	<u>57 点</u>
ロ 同一建物居住者の場合	178 点	<u>187 点</u>	<u>12 点</u>
在宅患者訪問診療料(Ⅱ)	144 点	<u>150 点</u>	<u>9 点</u>

※ 改定案の「うち消費税対応分」は、消費税率5%から10%への引き上げに対応する点数を示している。

## 歯科診療報酬

項目	現行	改定案	
	現行点数	改定後点数	うち消費税対応分
<b>【初診料】</b>			
1 歯科初診料	237 点	<u>251 点</u>	<u>30 点</u>
歯科初診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	226 点	<u>240 点</u>	<u>30 点</u>
2 地域歯科診療支援病院歯科初診料	282 点	<u>288 点</u>	<u>18 点</u>
<b>【再診料】</b>			
1 歯科再診料	48 点	<u>51 点</u>	<u>6 点</u>
歯科初診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	41 点	<u>44 点</u>	<u>6 点</u>
2 地域歯科診療支援病院歯科再診料	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
<b>【訪問診療料】</b>			
	1,036 点	<u>1,100 点</u>	<u>80 点</u>
1 歯科訪問診療1			
2 歯科訪問診療2	338 点	<u>361 点</u>	<u>26 点</u>
3 歯科訪問診療3	175 点	<u>185 点</u>	<u>13 点</u>
1から3までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合			
イ 初診時	237 点	<u>251 点</u>	<u>30 点</u>
ロ 再診時	48 点	<u>51 点</u>	<u>6 点</u>

※ 改定案の「うち消費税対応分」は、消費税率5%から10%への引き上げに対応する点数を示している。